

新潟市民病院駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 24 日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第 9 号

新潟市民病院駐車場管理規程の一部を改正する規程

新潟市民病院駐車場管理規程（平成 20 年新潟市民病院管理規程第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条ただし書及び第 12 条中「使用料規程」を「目的外使用料規程」に改める。

第 13 条中「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項」を「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により準用される地方自治法第 243 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前において、この規程による改正前の新潟市民病院駐車場管理規程第 13 条の規定により収納の事務の委託を受けている者は、令和 8 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例により当該収納の事務を行うことができる。